

会 議 録

| | |
|-------------------|---|
| 会議の名称 | 令和4年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第7回） |
| 事務局 | 総務部総務課情報公開係 |
| 開催日時 | 令和4年10月13日（木） 午後6時00分～午後6時55分 |
| 開催場所 | 小金井市役所第二庁舎801会議室 |
| 出席者 | 別紙のとおり |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可 |
| 傍聴者数 | 0人 |
| 傍聴不可等の理由等 | |
| 会議次第 | 1 開会 2 令和4年第2回・第3回情報公開・個人情報保護審議会 会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項について 5 その他 ア 個人情報保護条例案等の修正について イ 次回日程について |
| 会議結果 | 別紙のとおり |
| 発言内容・発言者名（主な発言要旨） | 別紙のとおり |
| 提出資料 | 情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。 |
| その他 | |

令和4年度第7回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

1 日 時 令和4年10月13日（木）午後6時から午後6時55分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 令和4年第2回・第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
- (2) 個人情報保有等届出状況の報告について
- (3) 諮問事項について
- (4) その他
 - ア 個人情報保護条例案等の修正について
 - イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

・ 仮野 忠男

【委 員】

・ 井口 尚志 ・ 川井 康晴 ・ 寺島 功 ・ 中澤 武久 ・ 橋本 修
・ 本多 龍雄 ・ 町田 博司 ・ 松行 彬子 ・ 白石 孝

【市 側】

加藤総務部長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

漆畑主任

【傍聴者】

なし

【仮野会長】

6時になりました。それでは、ただいまから令和4年度第7回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席のお知らせは。中澤さんはまだ遅れているようですが、委員の半数以上の出席がありますので、本会議は成立しております。よろしいでしょうか。

では、最初に令和4年度第2回及び第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。お手元に資料が置いてあるかと存じますが、会議録の訂正につきまして、事務局より説明がありますので、よろしくお願いします。

それでは、総務課長、お願いします。

【総務課長】

それでは、会議録の訂正でございます。令和4年度第2回、第3回会議録につきましては、委員の皆様へ未定稿を事前に送付いたしまして、仮野会長と川井委員から訂正の御指摘がありました。正誤表を机上に配付いたしましたので御確認ください。

説明については以上です。

【仮野会長】

それでは、川井委員や寺島委員、これに依存はないですか。いいですか。

【川井委員】

結構です。

【仮野会長】

分かりました。

ほかに訂正などはないようですので、これを認め、承認といたします。

それでは、小金井市個人情報条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いします。

【総務部長】

初めに報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが4件、廃止に関するものが9件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、令和4年度第4回の審議会にて仮承認を得ております小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号に基づく次期内部情報ネットワーク強靱化モデルの選定についての1件に

なります。細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

【仮野会長】

ちなみに、本来なら市長さんが来るべきところですけども、何かがあったの。

【総務部長】

皆さん、報道等で御覧いただいていると思うのですが、明日をもって辞職をされまして、私もこの間、こちらの審議会にいろいろな議会の調整等々で何度か連続で欠席させていただいておりますけれども、明日で辞職の関係でそれに関する準備がいろいろありまして、今日もこれで失礼させていただくのと、市長は今日そのようなことで欠席をさせていただいておりますので、私も本日はこれで退席させていただきますので、どうぞ御審議のほう、よろしく願いいたします。

【仮野会長】

ありがとうございました。

急な辞職でびっくりしましたね。明日辞職されて、選挙はいつあるの。

【総務課長】

選挙は11月27日になりました。

【仮野会長】

我々の次の審議会は11月何日ぐらいに予定しているの。

【総務課長】

16でお願いしたいと思ひまして、そのときは職務代理者で副市長が来ます。

【仮野会長】

まだ新市長が決まってない。

【総務課長】

はい。また最後に日程について御連絡いたします。

【仮野会長】

それでは、本日の中身について説明を求めます。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告についても併せて説明させていただきます。

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、資料を御覧ください。

1ページです。今回の届出は開始4件、廃止9件でございます。2ページには、部、課別の明細となります。3ページから4ページはその内訳で、備考にある案件番号は、本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もでございます

ので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、説明員ですけれども、ここで従前どおり、案件の進行については、届出報告のみの案件と諮問を含む案件を分けることなく、各課の案件を届出順で進行順を選ばせていただきたく、よろしく願いいたします。

出席者ですけれども、コロナの感染予防のため、諮問のみの出席とさせていただいております。

以上です。

【仮野会長】

それでは、案件1から入りますか。

【総務課長】

それでは、5ページを御覧ください。案件1、次期内部情報ネットワーク強靱化モデルの選定について。情報システム課の案件でございます。

本案件につきましては、8月22日の第4回審議会において仮承認いただいたものです。これについて追認していただきたく、案件として今回提出しております。内容については、以前説明したとおりです。

説明は以上です。

【仮野会長】

要するに、 α モデルか β モデルか。

【総務課長】

はい、そうです。

【仮野会長】

三層の対策を取り入れてですよね。これは以前、議論しましたけれども、何か疑問点ありましたら皆さん、どうぞ。

これまでよりも業務効率がさらに向上するであろうということですね、 β にすれば。

特に質問はないですか。御質問したいけれども、この方面は難しくてよく分かりません。でも皆さんが効率よく向上できるのがこれ。

それでは、これは承認といたします。

【総務課長】

それでは、9ページを御覧ください。案件2、各業務廃止届出について、職員課及び交通対策課の案件でございます。

職員課の廃止案件につきましては、法改正により会計年度任用職員、つまり非常勤の職員ですけれども、非常勤の職員は全国健康保険協会に加入しております

たが、今後は東京都市町村共済組合に加入することにより、全国健康保険協会への申請が無くなることに伴うものでございます。

10ページを御覧ください。交通対策課の廃止案件でございます。こちらにつきましては、コミュニティバス再編事業地域懇談会が終了したことに伴う廃止届出でございます。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これも特に御質問ないですか。

では、結構です。次に移りましょう。案件3。

【総務課長】

11ページを御覧ください。案件3、子どもオンブズパーソン業務関連申請及び管理書類についてでございます。

本件につきましては、令和4年2月17日に制定された小金井市子どもオンブズパーソン設置条例により令和4年度から新たな附属機関として子どもの権利侵害に関する相談及び救済に取り組む子どもオンブズパーソンが設置され、令和4年9月から救済事業を開始したことに伴い、申請及び管理に際して個人情報の保有を届出するものです。

12ページには、本事業で取り扱う個人情報の届出書。13ページから28ページには使用する様式等をお付けしております。また、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例につきましては、29ページから34ページ。同条例施行規則につきましては、35ページから37ページに参考としてお付けしております。

また、事前の質問がありましたので、お手元にお配りしております質問と回答を併せて御覧ください。

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

橋本さん、質問されて回答もありますがどうでしょうか。

【橋本委員】

1期2年で5回までとか、通常はそんな規定になっていると思うのですけれども、ここの回答を見るとよく分からないのですけれども、業務継続の継承問題、これは何ですか。単に僕が知らないだけですか。

【総務課長】

子どもオンブズパーソンを初めて委嘱したときには、3年とするとか2年とするというふうに任期を区切ってしまった場合、複数の先生が全部一気にいなくな

ってしまうということがありましたので、小金井市としては、できれば複数の先生方の任期をずらしていきたいという希望があったようです。なので、最初いきなり定めないということにしたようです。ほかの市で全部切れてしまうようなことがあったそうでした。

【橋本委員】

そうですか。

【仮野会長】

一気に3人なくなったの。

【総務課長】

2人とか3人とか、始めたときから2年と決めてしまうと、急にそういうふうになくなってしまって、相談業務なので全部変わってしまうのはよろしくないということが根幹にあったということでした。なので、順々に変わるようにしていきたいという希望があるようです。

【橋本委員】

分かりました。

【仮野会長】

上限は規定しないわけだから、永久にその方はオンブズパーソンやるわけ？

【総務課長】

ですので、定めないわけではないのですが、29ページの4条で、3年としてはいるのですけれども、途中で辞めた方の後任の任期は前任者の残任期間とする。

【総務課情報公関係長】

2回とかしてしまうと、初回から2回目で全員、例えば6年後に全員なくなってしまうということ。

【総務課長】

そう、それで再任を妨げないとしたということです。

【仮野会長】

なるほど。基本的な質問ですけど、オンブズパーソンというのは3人なんですよ。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

その3人の任期について議論しているんだけど、それとは別に、今日の資料を読んでいたら、子供を何人かオンブズチルドレンみたいなのをやるの。そう

いうところがあるの。子供も選ぶの、オンブズマンの。これは事前に僕のところに送られてきた資料なんだが、これが正しいかどうか分からないけど、これの小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則の第2条の2項に、条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳または19歳の者で、次に掲げるものをいうというんだけど、18歳か19歳の子供もオンブズパーソンに入れてるの。

【総務課長】

相談が受けられる子供について条例では18歳未満の者、これは児童福祉法の対象となっているのは18歳未満ですけれども、自分が不利益を受けたとされるときよりも、少し後になって相談があったり継続したりすることもあるだろうということで、規則でこれに準ずる者というのは、18、19の者までは含みますよと詳細を定めるという。

【仮野会長】

そういうことか。分かった。次はもう二十歳になっちゃうわけですね。

【総務課長】

そうです。

【仮野会長】

要するに19歳までが対象だと。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

分かりました。そういうふうに書いてくれればすぐに分かったんだけど、なるほどね。

ところで、これは最後ですけど、オンブズマンは世間的にも定着したことがあると、具体的には何をやるの。

【総務課長】

相談を受けること、また、相談を受けたときに市の附属機関として、市長またはほかの機関を設置している場合には、その機関に対する勧告とか意見をする、制度に対しての意見をするような方というところが意味合いとしては大きいということです。

【仮野会長】

これはいろいろな自治体でもうやってるの。

【総務課長】

子どもオンブズという制度はあまり多くはないです。先駆的なところはもっと

ずっと前からやっているところはありましたけれども、多くはなくて、ただ、市民オンブズパーソンのような制度の中で子供に関する相談を受けているようなところがあります。子供専門というのは本当に、まだまだ少ないほうだと思います。

【寺島委員】

中身の話ですけれども、これ例えば相談受けました、子供が相談してくるのですよね。

【総務課長】

はい。

【寺島委員】

この問題はちょっと無理とか断ることもあり得るのですか。内容によっては。例えば今よく騒ぎになっている宗教二世の問題なんかで、権利がどのこうで頼むから戦ってくれよって子供に言われたら、このオンブズパーソンは戦ってくれよというか、そういうことまで責務を負う、それともそれはちょっと無理だからバイバイとなっちゃう。

【総務課長】

オンブズパーソンというのは、条例の中にあります市の機関とまた市以外の機関に調査に入ることができるんです。権利が侵害されているかどうかという点において調査をして、ある程度文書を出したりということができることになって、自分たちの権利侵害に当たるかどうかというところで、門前払いということはないでしょうけれども、子供との関係を築きながら相談に乗っていくということではしていくということで、調査をするかしないかは権利侵害に当たるかどうかというところだと思いますけれども、お子さんの相談が権利侵害ではないとしても全く関わらないというふうにはされていないようですね。

【寺島委員】

関わるというのは、例えばそういう宗教団体、例えばですよ、出して終わりよ。解決してくれると……。

【総務課長】

働きかけはすることになっています。権限がありますので、市の機関に対する権限と外の機関に対しては権限があるわけではないので、違った働きかけにはなると思いますけれども。

【寺島委員】

基本聞くだけなのではないか。法的なアクションをとったりとか何か。

【総務課長】

最終的には、その子が元気に健康的に過ごせるというのが目的だと思います。聞いていく中でその子が元気を取り戻せばいいということなのだと思います。

【寺島委員】

カウンセラーみたいな。

【総務課長】

もう1人、規則に出てくる人がそういう人に近いんですけども、37ページの15条に、相談・調査専門員とかがいて、この方たちが子供とは直接いろいろな話をしたりする人たちなので、オンブズパーソンは弁護士の先生を置きますので、またちょっと役割が違って、カウンセラー的な役割をする人もいます。

【寺島委員】

弁護士の方がオンブズパーソンになる。

【総務課長】

はい、そうです。

【寺島委員】

弁護士の人がという条件付なのですか。

【総務課長】

弁護士でなければ駄目とは書いてはいないのですけれども、オンブズパーソンは4条に、人格が高潔で、子供の権利に関し優れた識見を有する者の内から市長が委嘱するとされていますけれども、今回置いているオンブズパーソンは弁護士だそうです。

【寺島委員】

そのくらいでないとパワーないですね。

【総務課長】

権利侵害についてあるかないかとか、調査の指定というのは専門家のオンブズパーソンが中心になると思いますが、普段本当に相談を受けて関わっていくというのは相談・調査専門員。子供の関わりの経験のある方、そちらが普段は相談を受けるということです。

【寺島委員】

その人はオンブズパーソンではない。

【総務課長】

オンブズパーソンではないです。

【寺島委員】

そういう部隊もあると。

【総務課長】

はい、そうです。

【寺島委員】

ここで言っているのはオンブズパーソン。

【事務局】

そうです、はい。

【仮野会長】

これは今年の9月からもう事業開始しているわけでしょう。

【事務局】

はい、そうです。

【仮野会長】

オンブズパーソンの3人はもう公表されているの？

【事務局】

はい。

【仮野会長】

1人が会長さんなんでしょう。

【事務局】

代表になります。

【仮野会長】

その人はなんて人、それが弁護士さん？

【総務課長】

弁護士です。

【仮野会長】

名前分かる？

【総務課長】

ちょっと分らないです。すみません。

【仮野会長】

僕も知っておきたいなど。後で行きましょう。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

ほかはないでしょうか。

【井口委員】

オンブズパーソンと児童相談所の関係性がどういう。相談を受けるのだから個別の案件ということになると思うんですが、例えば誰それからいじめを受けているというような場合に、権利侵害といえば権利侵害と思うのですが、それは児童相談所との関係でどのように考えればいいのでしょうか。

【総務課長】

児童相談所は、扱う案件が公権力の行使をする場所です。その場所から移さなきゃいけないとか、そういった子供の福祉が侵害されている場合に公権力を行使するような場所ですので、そのような措置が必要だというものを見つけた場合には、児童相談所に通報する義務があると思いますので、自分たちの範疇を超えるところは児童相談所に通報して、案件としては移す必要があると思います。

【井口委員】

個別案件の解決ということもこちらではやるのですか、相談を受けた以上。

【総務課長】

はい。ただ、それもオンブズのところだけでできることではないので、児童相談所もそうですけれども、その子供の通っている普通の学校とかその場所ですよ。家庭とか学校とかと連携や働きかけをしていくんだらうと思います。ケースワーカーではないので、オンブズというのは。いろいろその子と一緒にあって、その後、措置しないといけないようなことがあれば、ケースワーカーがいるところに移管するという話は聞きました。

【井口委員】

一番多いと思うのがやっぱりいじめではないかと思うのですが、そういうのは対象になるんですか。

【総務課長】

子供は自分が権利侵害を受けているので来られるので、これは学校にもどこにも言えないから来るので、その相談を受けて、やっぱり解決を学校と一緒にすべきとなれば学校への働きかけをしていく。オンブズパーソンだけでは子供の問題は解決しないのだらうと思っております。ただ、制度とか仕組みの話であるとまた別だと思います。

【井口委員】

調査だと、勧告もやはり学校とかあるいは児童相談所とかは対象になるのですか。

【総務課長】

児童相談所への勧告というのは考えていないと思いますが、その子が権利侵害を受けているという事実があると認定して勧告をしていくので、日常の生活の機関やそういったところに対するものかなと思います。

【仮野会長】

分かりました。どうぞ。

【松行委員】

このオンブズパーソンというのは、例えば子供のいじめとか虐待とか、そういう今まで誰にも相談できないとか、相談しても取り合ってもらえなかったとか、そういう子供の問題って結構多いと思うのですが、オンブズパーソンというのは、関係部署に連絡をして、それからその後はどうなるのですか。連絡をただするだけじゃなくて、それを解決に導いていかなくてはいけないわけですよね。その解決に導いていくのは、相談して、それからどういう過程を経るわけですか。

【総務課長】

一定の機関に対して、子供との相談だと思えますけれども、そこに言っても駄目だったという相談かもしれないですけれども、相談をして、そこに働きかけを一緒にしようかということで了解が得られれば、そちらとの相談や連携により解決に導いていくと、一応フォローはしていくという話でした。

【松行委員】

そうすると、オンブズパーソンが持っている権限ですよね。ただ自分もまた関係部署に相談するけれども、その後どうなるのですか。結局、今までの経過でそれはうまく解決しているのですか。あるいは、それがうやむやになったりということはないのでしょうか。

【総務課長】

子どもオンブズパーソンはここでできたばかりですので、今までの機関だけでは相談場所として、どこに言ったらいいか分からないという子供の声もあるということで始まった制度です。初めてですので、うやむやになったという話はまだ出ていないのですけれども、一応、権限としては市の機関に対して勧告ができるとか。

【松行委員】

勧告ですね。

【総務課長】

はい。外の機関に対しては協力依頼を求めることができるとか、権限としては

付与しておりますので、そういった権限を使いながら、それぞれの機関と調整を図っていくのだらうと思います。

でも、本来は勧告などを目指している制度でなくて、子供がその状態を解決して、いきいきと生活できるようにと持っていくのがオンブズパーソンの役割であると聞いています。

【松行委員】

そうですか。

【仮野会長】

僕の質問は、オンブズマンの人たちは子ども家庭部の中に設置されるのですか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

そうすると、子ども家庭部の範疇よりも出られなくて、今の松行先生の質問にも関わるんだけど、オンブズマンの発言力というのは子ども家庭部内にとどまり、ほかの市の役所全体には広がらないのではないか。それはどういうふうに行っているのかな。

【総務課長】

子ども家庭部に置かれるというのは私の答え方があれでしたけど、事務局が子ども家庭部内にありますが、オンブズパーソンは市の附属機関になります。

【仮野会長】

市長直属のものなんですか。どういうことですか。

【総務課長】

市長ではなくて、市の。

【仮野会長】

市の。

【総務課長】

はい。市の附属機関ですので、条例で勧告や協力依頼という権限を付与していますので、教育委員会や子供の施設などに関しては市の施設ということで権限が及ぶところです。それ以外の高校や塾など、あと幼稚園といったところに関しては協力依頼というふうになっていくものかなと思います。

【仮野会長】

なるほど。分かりました。

【橋本委員】

いいですか。

【仮野会長】

橋本さん。

【橋本委員】

2つ目は僕の質問だったのですけれども、やっぱり11条を見ていると、全てオンブズパーソンは、相談または申立てがあった場合という、全て相談と、申立てだけではなくて相談に関わるということがちゃんと明記されているわけですよ。そうすると、先ほどのお答えの中に調査専門員が大体は相談窓口になっていってという流れみたいなこともここに書かれているのですけれども、その辺のところはかなり明確ではないという印象を受けたのですけれども。

【総務課長】

オンブズパーソンというのは申立てや相談の案件は扱いますが、直接子供と面接員として相談を、本当に面前で受けるのは調査員だということです。受けた申立てにしても相談にしても、それについて内容はオンブズパーソンが点検し、調査が必要という判断など、そういったことはオンブズパーソンが行うということです。

【橋本委員】

ということがこの設置条例の中で、それほど細かい言葉で規定できないわけですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

こういうのはあってもいいと思うんですけど、うまく機能してくれればいいですけどね。

【橋本委員】

そうですね。

【仮野会長】

それが子供のためになるわけで。

では、これはもうちょっと様子を見ましょう、うまくいくかどうかも含めて。それ以上ここで議論すると時間がかかりますから。いいでしょうか。

取りあえずこのオンブズマン制度そのものを設置すること自体については了承ということにしましょう。問題が出てきたらまた議論しましょう。いいでしょうか。

では、次の問題に行きましょう。

【総務課長】

では、案件4です。38ページを御覧ください。健康課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行が懸念されている中、発熱原因が特定できないことにより発生する医療逼迫を防ぐため、小児に対するインフルエンザ予防接種の自己負担分の一部を助成することとなりました。本事業実施に伴い、新たな様式を使い、個人情報の保有を開始するため、届出を行います。

39ページを御覧ください。届出番号41-571、小児インフルエンザワクチン予防接種予診票でございます。保有する個人情報については記載のとおりで、次ページは予診票、41ページ、42ページにお知らせ、43ページから44ページに本事業に関する要綱をおつけしてございます。

また、これについても事前の質問がございましたので回答をお配りしております。

説明については以上です。

【仮野会長】

橋本さんが質問されていますけど。

【橋本委員】

これは何となく違和感というのですかね、やっぱり負担軽減ということがまずあって、その結果として医療逼迫が防げるというストーリーなのかなと思ったんですけれども。

【総務課長】

逆です。

【橋本委員】

その逆なのですね。

【総務課長】

はい。今回の場合は逆です。本来であれば自己負担で受けていただく任意接種なんですけれども、今回の場合は予防接種を打っていただいて、なるべくかかる子を少なくして、そして、医療逼迫を防ぐという目的が逆のものになっています。今年度限りのようなお話ではありました。

【仮野会長】

当然、国の政策ですよ。

【総務課長】

東京都だったかと思えますけど。

【仮野会長】

東京都ですか。そうですか、東京都独自の。

【総務課長】

はい。

【橋本委員】

分かりました。

【仮野会長】

これはインフルとコロナがまた蔓延するのではないかと、今年の冬は心配されていますから、こういうことはやったほうがいいでしょう。

では、この件は了承といたします。

それでは、次に移りますか。

【総務課長】

案件5です。45ページをお開きください。案件5、小金井市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い事業について、同じく健康課の案件でございます。

HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えたことにより、予防接種法に規定する定期予防接種の機会を逃した者で、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたものについては、当該任意接種の費用に対して償還払いをすることになりました。このことに伴い、新たな様式を使い個人情報の保有を開始するために届出を行います。

46ページを御覧ください。届出番号41-572、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い事業に係る様式一式です。取扱い個人情報につきましては記載のとおりで、47ページから50ページに使用する様式、51ページから53ページに本事業に関する要綱をおつけしてございます。

説明については以上です。

【仮野会長】

これは国の施策ですか。

【総務課長】

これは国です。

【仮野会長】

市内には該当する市民がかなり多いんですか。

【総務課長】

多くの方が受けているとは聞いていないんですけれども、何人かはやっぱり受けていらっしゃるということです。

【仮野会長】

どなたか質問ありますか。

ないようでしたので次に移ります。次が最後ですね。

【総務課長】

案件6、秋の全国交通安全運動「市民のつどい」についてです。54ページ、交通対策課の案件でございます。

この「市民のつどい」は春、秋の全国交通安全運動のイベントとして毎年行っている行事であります。この行事は警視庁小金井警察署管内である国分寺市が春、小金井市が秋の担当をしており、小金井警察署、警察署管内の交通安全協会が主催、国分寺市と小金井市が共催で行っております。今回の秋の開催は小金井宮地楽器ホールのマルチパーパススペースで小金井市が自転車シミュレータを担当することになりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、利用者の個人情報を取得、保管することから個人情報の保有の届出をするものです。

55ページを御覧ください。届出番号18-84、自転車シミュレータ利用者名簿です。取扱い個人情報につきましては記載のとおりで、次ページに「市民のつどい」で使用した申請書を参考としておつけしてございます。

ちなみに、この行事は9月8日に終了しております。

以上です。

【仮野会長】

どうぞ。

【白石委員】

確認ですけれども、通常、いろいろな施設利用でコロナが発生したときに備えて連絡先、参加者の動きを把握するということですよ。だから、一番最後の56ページに書いてあるように、保管は市の交通対策課で、1か月を経過して特に問題なかったからもう廃棄済みだという理解でいいのですよね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ところで、自転車シミュレータって何ですか。

【総務課情報公開係長】

多分、画面に映って、自転車をこいで車が飛び出てきたりするのを体験できる
とか。

【仮野会長】

そういうことか。なるほど。

【白石委員】

最近すごいですよ、そういういろいろな。

【仮野会長】

そういうのはね、特にCGを使って、いろいろなものがあるからね。なるほど。

【寺島委員】

1つ質問していいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【寺島委員】

このシミュレータの話なのですが、保存年限が1か月ということで9月4日
でしたっけ。そうなるともう捨てている、存在しない資料を今、我々が討議して
いるのが、あまりにもタイミング的にはおかしいですよ。ここで何か問題が出
ると、いやいや、みたいになってしまうし。何でそのタイミングなのかというだ
けなのですけど。

【総務課長】

一応、届出というのは条例上、諮問というのは事業を始める前に委託、オンラ
イン、それから電算処理、システムに載せるときには開始前にこちらに諮って、
了承を得てから着手することになっているんですけども、市が個人情報を集め
ることに关しては本来業務のうちですので、開始したら速やかに審議会に報告を
することになっているんです。

たまたまこのタイミングが、届出があったのが6月17日で、あったときから
その間が条例のための審議会でしたので、審議会への報告が後になってしまった
という時間的なあれがありますけれども、大変まれな例です。

【寺島委員】

存在しないものを討議してくださいというのも何だろうと素朴な疑問です。
捨てていますという話ですもんね。

【白石委員】

いや、だけど、これは市が集めた個人情報は何かと可視化するという、この間
も条例の審議でやったということからすると必要な行為だと私は思っています

よ。

それから、過去に時々あったように、破棄したはずのところが、実は廃棄漏れしちゃっていたというときに、何で届出していないのということもあるから、確かにタイムラグがあるとしても、可視化という意味では今日出されたことは、ベストではないけどベターな策かなと思うんですけど。

【寺島委員】

別に出さないほうがいいと言っているわけじゃないんですけど、何でこんなに遅いのですかということですよ。タイムリーに出すと。

【総務課長】

間が2回ありましたので、急ぎの諮問の案件を間に入れさせていただいたこともありましたが、届出でしたので次でもいいかと思いましたが、今のお話を伺うと9月に出しておいてもよかったかなと思いました。大変失礼いたしました。

【寺島委員】

いえいえ。分かりました。

【仮野会長】

これはシミュレータをやった子供の名前が載っているだけですか。

【総務課長】

子供とは限らないけど載っています。ただ、何もなければそのまま廃棄となったものです。

【仮野会長】

なるほど。できるだけこういうのは早くやろうね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

いいですか。

それでは、案件はこれで終わりですか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

以上で今日の案件の協議は終わりました。

その他の報告をお願いします。

【総務課長】

では、パブリックコメントのほぼ成案になっております。パブリックコメント

を募集する条例改正案については前回の委員会に諮問して、その意見を反映したものを事前に送付いたしました。そのとき以降、文書審査を総務課において行いましたところ、文言等の修正を若干行っております。下線部分になります。内容の趣旨について変更はございませんが、字句の修正を幾つか行っておりますので、確認のため本日お出ししております。

この報告について承認していただければ、あしたからパブリックコメントを開始したいと考えております。ホチキス留めしてあるものをパブリックコメントで、下線を取ってお配りします。

それから、この1枚のQRコードは、今試験的に、このような応募ができるというものが今試すことができるようになっておりますので、よろしければお試してください。いろいろな手段を職員が用意してくれて、いっぱい意見をお待ちしているところですので、1か月間行ってまいります。

また、次回の日程ですが、このパブリックコメントの結果を基に、皆様に再度御意見を伺うため、11月16日、18時から当会議室で行いたいと思っておりますので、御都合の確認を会長からお願いいたします。

【仮野会長】

ちょっとその前にこの募集要項の中で、結果の公表等のところで、「また、賛否の結論だけ」というところに下線を引いていますね。

【総務課長】

はい。これは前回入っていなかったの。忘れてしまったのですけれども、市の標準フォーマットでは下線部が入っているのです。

【仮野会長】

賛否の結論だけを示したものについては、検討結果や市の考え方等は示しません。

【総務課長】

はい。賛成ですと書いてあったところにまでお返事は特に書かないです。

【仮野会長】

なるほど。そういう意味ですか。分かりました。

【白石委員】

ちょっと周知の方法ですけど、要綱の1ページの閲覧場所が本庁舎1階だとか公民館だとか書いてありますけど、要するにこれをあしたの朝、例えば本庁舎の1階のどこかに置くわけですよ。それを周知するのはホームページしか取りあえずはないということですよ。

【総務課長】

まずホームページで始めて、市報は間に合わなかったので、11月1日号に載せていきます。

【白石委員】

11月1日で期限が14日。あしたが14日だからちょうど1か月で、ホームページではあしたからだけでも、約半月はホームページを見ない方については分からないですよ。

【総務課長】

市報は2週間ではあります。

【白石委員】

2日ぐらい前に配りますよ。

【総務課長】

二、三日前には配られていますので、2週間ぐらいは広報できるかと思っています。

【仮野会長】

ちょっと日程的に慌ただしい感じがするけれども。

【白石委員】

議会から逆算すると、これしかないということですよ。

【総務課長】

そうなんです。

【白石委員】

ちょっと悩ましいですね。

【仮野会長】

それで乗り切るしかないね。分かりました。

何か御質問はありますか。いっぱい意見が来るといいよね。広報をしっかりとください。

【総務課長】

何かまたほかにもできる手段を考えてみます。

【仮野会長】

次回は11月16日、何曜日ですか、これは。水曜日ですか。

【総務課長】

水曜。

【仮野会長】

皆さん、いかがでしょうか。

【総務課長】

最終的な確認をお願いできればと思っています。

【仮野会長】

分かりました。今日はこれで終わっていいんですか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それでは、時間はかなり早いんですけど、今日は審議もよく行われました。
これにて終わりとします。御苦勞さまでした。

— 了 —